

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 日新地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	日新地区地区計画	
位 置	各務原市那加新加納町の一部、那加日新町3丁目、6丁目・7丁目の一部	
面 積	約8.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、地区中央を旧国道21号が通過しその沿道には自動車関連施設を中心とした商業業務施設が多く立地している。</p> <p>今後は、自動車関連施設を中心とした商業施設と住居との調和を図りながら、無秩序な宅地開発が行なわれないよう市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、調和のとれた市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>旧国道の沿道については、自動車関連施設を中心とした商業業務地区としての土地利用を促進する。</p> <p>三井川の北に位置する地区については、隣接する市街地及び旧国道の沿道との調和のとれた店舗や事務所の立地等利便性も兼ね備えた土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、旧国道の沿道については、商業業務地区としての土地利用の増進を図るため、外周の道路拡幅を行ない、その他については、居住者が利用する生活道路及び市街化を促進する道路として、それぞれ必要規模の区画道路を配置し、整備する。</p> <p>また公園については、都市公園1箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区全域に敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路 (拡幅)	6.0 m	1 本	約 62 m	
		” (拡幅)	3.0 m	3 本	約 543 m	(将来幅員 6m)
	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」